

私見卓見

OPINION

外国法事務弁護士(米国法)
一色太郎

モノがインターネットにつながる「IoT」の技術基盤が確立され、本格的な普及が始まろうとしている。モノの売り切りから、モノを活用したサービスの提供にビジネスモデルの転換を図る企業が多いが、IoT事業で求められる知的財産関連業務は従来と異なることに注意が必要だ。

IoTを活用したサービス事業では、顧客やパートナー企業から入手するデータや分析ソフトが競争力の源泉となる。分析ソフトは特許権や著作権、編集・加工されたデータは著作権さらには営業秘密としても保護されうるが、IoT機器から産出されるデータそのものは従来の知的財産権では保護されない。だが契約によってデータの所有権または使用権を確保することで

モノがインターネットにつながる「IoT」の技術基盤が確立され、本格的な普及が始まろうとしている。モノの売り切りから、モノを活用したサービスの提供にビジネスモデルの転換を図る企業が多いが、IoT事業で求められる知的財産関連業務は従来と異なることに注意が必要だ。

IoT時代の「知財法務」

私はこれらを知財部門が担うべきだと考える。知的財産権法の専門家である弁理士を

自社の知的財産として保護・活用することが可能になる。

IoT事業は顧客やパートナー企業との連携が不可欠だ。自社で独占する部分と開放・ライセンスする部分を戦略的に切り分けたうえで、独占する部分を特許化または秘密化し、パートナー企業に開示するデータについては契約で利用目的や範囲を制限するなどの対応が求められる。

このように、IoT事業に関するデータ保護・活用では知的財産権対応に加え、契約対応が重要となる。日本企業は契約は法務部門が所管し、技術の特許化などは知財部門が扱うのが一般的だが、データ保護・活用に関する「知財法務」をどの部門が担当するのか、明確になつていなければならない。

IoTはモノを扱つあらゆる事業に関連するため、全社横断的な対応が必要だ。「契約は法務、技術は知財」といった縦割り思考では、事業のスピードについていくことは困難だろう。IoT事業から生まれれる知的資産を、法律を駆使して保護・活用する知財法務の取り組みが、日本企業の事業競争力強化を後押しす